



# A SEED JAPAN

Action for solidarity, equality, environment, and development

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-4-23  
Tel:03-5366-7484 Fax:03-3341-6030  
Email:info@aseed.org URL:www.aseed.org

**資料 1**

遺伝資源へのアクセスとその利用から生じた利益の

公正かつ衡平な配分に関する議定書に関する記者懇談会開催

2010年6月14日(月)

A SEED JAPAN

本日はお忙しい中、国際青年環境 NGO A SEED JAPAN が主催いたしました遺伝資源へのアクセスとその利用から生じた利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書に関する記者懇談会にご参加して頂き、誠にありがとうございます。

本日は、下記のプログラムで進行をさせて頂く予定です。どうぞ、ご確認して頂くと共に、開始まで今しばらくお待ち下さい。

**プログラム**

1. 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する議定書に対する NGO 提言書の説明 (10)
2. 質疑応答 (20)

**配布資料**

資料 1 : 本紙

資料 2 : 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する議定書に対する NGO 提言書について

**☆お知らせ☆**

7月10日～16日にかけて、カナダ・モントリオールで第9回 ABS 作業部会が再開されますが、7月21日～23日のいずれかの日程(18時～21時の時間帯)で政府交渉担当者や研究者を招いた第9回 ABS 作業部会の報告会を実施いたします。日程などが決まり次第、改めてお知らせいたします。どうぞよろしく願いいたします。

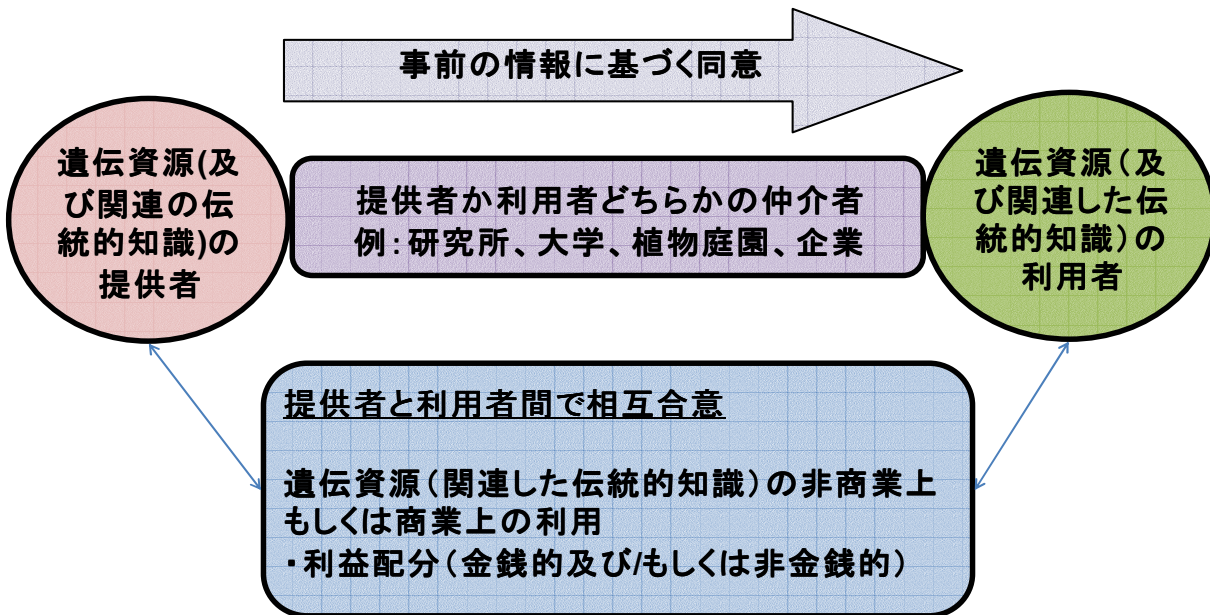
以上

## 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する議定書 に対する NGO 提言書について

2010年6月14日(月)  
A SEED JAPAN

### 【遺伝資源へのアクセスと利益配分とは？】

- 遺伝資源へのアクセスと利益配分(Access to genetic resource and Benefit-Sharing ; ABS)とは？
  - ABS とは、遺伝資源（例：八角）を利用した際に生じた利益を、その遺伝資源を提供した国に公正かつ衡平に配分する仕組みのこと。
- ABS が必要となった背景
  - 生物資源の海賊行為（通称“バイオパイラシー”）に歯止めをかけ、資源利用における特に南北間の不公平さを是正する。
  - 生物多様性の保全と持続可能な利用のためには、保全へのインセンティブと経済的メカニズムが必要。
- 遺伝資源へのアクセスと利益配分の概要



出典：SCBD<sup>1</sup>

### 【交渉の歴史】

交渉の主な歴史	
1993年	生物多様性条約の3つ目の目的に「遺伝資源の利用から生じた利益を公正かつ衡平な配分する」が入った。
2002年	ボン・ガイドラインが作成された。
2002年	ヨハネスブルグで開催された持続可能な開発のための世界首脳会議で国際制度を生物多様性条約で交渉することが決議された。
2004年	生物多様性条約で国際制度の交渉開始
2006年	2010年までに国際制度の交渉を完了させることが決議された。
2008年5月	生物多様性条約COP9で名古屋に向けたロードマップが作成された。
2009年4月	ABS第7回作業部会がフランス・パリで開催された。
2009年11月	ABS第8回作業部会がカナダ・モントリオールで開催された。
2010年3月	ABS第9回作業部会がコロンビア・カリで開催され、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する議定書原案が完成する。また、ABS第9回作業部会を一時中断することが決議された。
2010年7月	ABS第9回作業部会がカナダ・モントリオールで再開される。
2010年10月	生物多様性条約COP10で遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する議定書採択する予定。

<sup>1</sup> <http://www.cbd.int/abs/doc/abs-factsheet-faq-en.pdf>

## 【ABS 議定書原案<sup>2</sup>の現状とそれに対する提言とその根拠】

### □ ABS 議定書原案の現状

1. 遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用から生ずる利益は、その資源を提供する締約国、または該当する場合には、その資源または関連する伝統的知識を所有する先住民族の社会及び地域社会と、公正かつ衡平に分配される。
2. この議定書のもとで義務を実施するにあたり、締約国は、該当する場合には、遺伝資源に関連する伝統的知識に関して、先住民族及び地域社会の法律、先住民族及び地域社会の慣習法、共同体のプロトコルと手続きを**考慮する**。
3. 遵守メカニズムは遺伝資源の利用を監視する措置として、チェックポイントの設置、国際的に認知された証書、相互に合意する条件の共有が挙げられている。

### □ 提言と根拠

#### 1. 原産国に利益配分する仕組みを作るべきである。

根拠 1：遺伝資源の先進国と途上国に不公平が生じているから。

遺伝資源の偏在が挙げられる。南北間の植物種の分布は、中南米やアフリカに多いことが有名だが、植物園の分布は、先進国側に偏っており<sup>3</sup>、実際に、沖縄県にある東南植物楽園では、東南アジアやアフリカ、南米などから移植された 2500 種の熱帯・亜熱帯植物が植えられている。ただし、これらが、実際に遺伝資源として利用されているかどうかは定かではない。加えて、植物園だけでなく、ジーンバンクなども先進国に多い。一方で、長年、遺伝資源が蓄積された一部の植物園やジーンバンクなどでは、自主的に ABS に対する指針を設けて、原産国への利益配分に対して積極的な姿勢を見せている<sup>4</sup>。その 1 つの事例がイギリスのキュー王立植物園である。議定書では、このような自主的な活動を促進させることも重要。

根拠 2：生物多様性条約の目的との整合性をとるため。

実質的には提供国のみで利用される可能性が高いため、条約の目的が十分に達成されない可能性がある。したがって、利用者として挙げられる提供国と原産国が異なる場合にも、原産国で生物多様性の保全と持続可能な利用を推進する必要がある。

#### 2. 地域住民や先住民族らの権利が十分に保証される仕組みを作るべきである。

根拠：原稿案では、「遺伝資源に関連する伝統的知識に関して、先住民族及び地域社会の法律、先住民族及び地域社会の慣習法、共同体のプロトコルと手続きを考慮する」とされており、考慮するだけでは先住民族の権利が保障されない。

#### 3. 議定書の遵守を確実にする仕組みを作るべきである。

根拠：ABS 国内法により遺伝資源の利用を追跡するためには、チェックするポイントが必要である。

以上

<sup>2</sup> UNEP/CBD/WG-ABS/9/3 annex I

<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-09-2nd/official/abswg-09-2nd-03-en.pdf>

<sup>3</sup> <http://www.cbd.int/doc/ref/bot-gard-overview.pdf>

<sup>4</sup> Fairchild Tropical Garden (アメリカ)、Limbe Botanic Garden (カメルーン)、Missouri Botanic Garden (アメリカ)、Jardin Botanique de Montreal (カナダ)、National Botanical Gardens, Glasnevin(アイルランド)、Rio Botanical Gardens (ブラジル)が独自の指針を設けて取り組んでいる。